

参考資料 4

年金記録問題について

参考資料 4-1	年金記録問題への取組	1
参考資料 4-2	年金記録の統合等に係る作業の主な進捗状況 (平成 20 年 10 月 24 日第 14 回年金業務・社会保険庁監視等委員会提出資料)	5
参考資料 4-3	3月までに送付した「ねんきん特別便」の状況 (平成 20 年 10 月 24 日第 14 回年金業務・社会保険庁監視等委員会提出資料)	6
参考資料 4-4	4月から10月までに送付する「ねんきん特別便」の状況 (平成 20 年 10 月 24 日第 14 回年金業務・社会保険庁監視等委員会提出資料)	7
参考資料 4-5	加入者向け「ねんきん特別便」発送スケジュール及び送付件数 (平成 20 年 10 月 24 日第 14 回年金業務・社会保険庁監視等委員会提出資料)	8
参考資料 4-6	ねんきん特別便に「訂正なし」と回答した方に対する フォローアップ照会の状況 (平成 20 年 10 月 24 日第 14 回年金業務・社会保険庁監視等委員会提出資料)	9
参考資料 4-7	ねんきん特別便専用ダイヤルにおける電話相談対応状況 (平成 20 年 10 月 24 日第 14 回年金業務・社会保険庁監視等委員会提出資料)	12
参考資料 4-8	未統合記録の全体像 (平成 20 年 9 月 9 日第 7 回年金記録問題に関する関係閣僚会議提出資料)	14
参考資料 4-9	「標準報酬・資格喪失の遡及訂正事案」について (平成 20 年 10 月 24 日第 14 回年金業務・社会保険庁監視等委員会提出資料)	15



年金記録問題への取組 問題の所在と対応策

問題の所在

基礎年金番号に未統合の記録が18年6月時点で5000万件存在

※ 平成9年に1人1番の基礎年金番号が導入された当時のコンピュータ記録の総数は3億件

年金記録の正確性の問題

- 1) 過去の紙台帳(マイクロフィルムを含む)からコンピュータへの記録の転記が不正確
- 2) 厚生年金の標準報酬等を事実と反して遡及訂正した事案
- 3) 本人が保険料を納めたとしているのに対して、保険料の納付記録が社会保険庁にない事例

対応策

- ・「ねんきん特別便」を契機とする解明・統合
 - 1) 「名寄せ特別便」・・・基礎年金番号の記録との突合により結びつく可能性のある記録が出た方(平成19年12月～3月)
 - 2) 「全員特別便」・・・それ以外の全ての方(平成20年4～10月)
- ・記録の内容に応じた未統合記録の解明
 - ※ 住基ネットによる「生存者」「5年以内死亡者」の特定など

- ・年金記録をいつでも簡便に確認できるための仕組みの整備
 - 1) インターネットによる記録照会サービスを受給者にも拡大(20年度中)
 - 2) 全ての加入者に「ねんきん定期便」を送付(21年度～)
- ・コンピュータ記録と紙台帳との突合せ
- ・標準報酬等の遡及訂正事案への対応
- ・年金記録確認第三者委員会(総務省)
 - 月間処理件数 5,375件(20年9月)
 - 処理済み件数 30,971件(対受付数42%)(10月12日)

① 「ねんきん特別便」

これまでの取組

- 昨年12月から本年10月末までに全ての受給者・加入者約1億人に送付し、国民の皆様に記録を確認いただく。既に約8,800万人に送付済みであり、そのうち約4,500万人(9月末現在)から回答いただいた。
- 「ねんきん特別便」の周知・広報、相談体制の充実。

今後の方向

- 「ねんきん特別便」のフォローアップの徹底。
 - ・ 全ての受給者から回答をいただくことを目指し、20年度中に集中的に取り組む。
 - ・ 加入者についても、できる限り多くの方から回答をいただき、21年度からの「ねんきん定期便」の取組につなぐ。

② 未統合記録の解明

これまでの取組

- 「ねんきん特別便」による記録確認の取組と並行して、未統合記録の内容に応じた様々な方法による解明作業に計画的に取り組む。
- 18年6月に約5,000万件あった未統合の記録のうち、既に統合済みの記録は約750万件に増加、今後解明を進める記録は約1,400万件まで減少。

今後の方向

- 引き続き、お申し出いただいた旧姓を活用した調査などの解明作業を、20年度中に集中的・計画的に実施する。

③ コンピュータ記録と紙台帳との突合せ

これまでの取組

○ 年金記録については、国民年金は昭和59年以降、厚生年金は昭和61年以降、それぞれオンライン化しコンピュータに直接入力するようになったが、それ以前の記録は合計約8.5億件の紙台帳(マイクロフィルムを含む)として保管されている。

- | | | |
|----------------------|-------|---------------------------------|
| ① 国民年金の特殊台帳 | 0.3億件 | → 20年度中にコンピュータ記録との突合せを実施 |
| ② 国民年金の被保険者名簿(市町村保管) | 1.4億件 | → 20年度は国への移管の準備 |
| ③ 厚生年金の被保険者名簿・原票 | 6.8億件 | → サンプル調査の結果、コンピュータ記録との不一致は約1.4% |

今後の方向

- 全ての受給者・加入者について、お申し出の有無にかかわらず、計画的な突合せを実施し、コンピュータ記録の正確性を確保する。
- 全国に散らばって保管されている紙台帳を電子画像で取り込み、個人単位で集約した上で、簡単に検索できる「電子画像データ検索システム」の構築に向けて、本年度から準備を進め、21年度に整備し、突合せ作業を効率的に実施できるようにする。

④ 標準報酬・資格喪失の遡及訂正事案

事案の概要

- 総務省の年金記録確認第三者委員会によるあっせん事案の中に、標準報酬月額又は資格喪失を遡及して訂正したものが存在しており、社会保険事務所の当時の事務処理の合理性が疑われるものがある。(本年10月7日現在、66件)
事業主による事実と異なる届出に基づくもののほか、社会保険事務所職員が事業主の虚偽の届出に一定の関与を行っているのではないかとの指摘がある。
- このため、第三者委員会によるあっせん事案など17事案の調査を行ったところ、社会保険庁の職員の関与が考えられる事案が1件確認された。(本年9月9日公表)
※ ただし、現段階で組織的関与があったことは確認されていない。

今後の方向

- 徹底的に事実関係の調査を行った上で、被害者の救済を最優先としつつ、関与した職員の厳正な対処や、今後の再発防止を徹底することを基本方針として対応する。
(事実関係の調査については、法曹関係者など第三者からなる大臣直属の調査委員会を10月6日に設置。)
- 全てのコンピュータ記録から不適正な処理の可能性がある記録(約6.9万件)を抽出し、このうち厚生年金の受給者(約2万人)について、10月16日に、社会保険事務所職員が対象者への訪問を開始し、記録の確認及び調査を実施する。
- また、21年中に、厚生年金の受給者全員に対し、標準報酬の情報を含むお知らせを開始する。
(加入者については、21年4月から標準報酬の情報を含む「ねんきん定期便」を送付する。)

平成 20 年 10 月 24 日
社 会 保 険 庁

年金記録の統合等に係る作業の主な進捗状況

1. 全体の進捗状況

年金記録問題への対応については、昨年8月に策定した「年金記録適正化実施工程表」及び本年6月の「年金記録問題への対応の道筋」等に基づき、全ての年金受給者及び現役加入者の方々に送付する「ねんきん特別便」による記録確認を中心としたきめ細やかな取組を進めている。

2. 個別事項

(1) 「ねんきん特別便」の送付

① 3月までに「名寄せ特別便」を送付した1,030万人のうち、受給者248万人（送付した方の約8割）、加入者407万人（約6割）の計655万人の方から回答をいただいた。

そのうち「訂正あり」で回答いただいた方は、受給者では約4割、加入者では約7割となっている。

② 4月から10月末までに、上記以外の全ての受給者・加入者（合計約9,850万人）に「全員特別便」の送付を完了する予定であり、9月30日現在、受給者2,511万人（約7割）、加入者約1,375万人（約3割）の方から回答をいただいている。そのうち約9割の方から「訂正なし」との回答をいただいている。

(2) 「ねんきん特別便」に係る相談・広報関係

① 10月、11月の全ての土日において社会保険事務所等における相談対応を実施。

② ねんきん特別便専用ダイヤルを1,200席配置して対応。

③ 各府省庁、市町村、社会保険労務士会、経済団体、企業等との協力・連携の下、国を挙げて記録確認の周知徹底、相談体制を確保。

(3) 未統合記録の解明作業の進捗状況

① これまでの「ねんきん特別便」等の各種取組により、約751万件の記録が基礎年金番号に統合済み。

② 住基ネットによる調査や漢字カナ変換記録の調査に基づき「年金記録の確認のお知らせ」を送付し、記録をご確認いただいている。

(4) コンピュータ記録と8.5億件の紙台帳の突合せ

平成21年度中の「電子画像データ検索システム」の構築に向けて詳細を検討中。

3月までに送付した「ねんきん特別便」の状況（平成20年9月30日現在）

発 送		
発送日	年金受給者	現役加入者
19年		
12月17日	約30万人	
25,26日	約18万人	
20年		
1月9日	約12万人	
16日	約13万人	
23,24日	約30万人	
30日	約5万人	
2月6日	約20万人	
13日	約40万人	約35万人
20日	約40万人	約89万人
27日	約24万人	約168万人
3月5日		約213万人
12日		約224万人
19日	約56万人	
21日	約12万人	
	<u>計 約300万人</u>	<u>計 約730万人</u>

回 答			
【未到達】			
	年金受給者	現役加入者	合 計
12月28日時点(受給者)	約0.1万人(0.3%)	約3.1万人(2.5%)	—
3月3日時点(加入者)			
9月30日現在	約0.7万人(0.2%)	約53.6万人(7.3%)	約54.3万人(5.3%)
【未回答】			
	年金受給者	現役加入者	合 計
12月28日時点(受給者)	約38万人(78.9%)	約116万人(93.4%)	—
3月3日時点(加入者)			
9月30日現在	約52万人(17.3%)	約270万人(37.0%)	約322万人(31.2%)
【回 答】		【訂正あり】	
	年金受給者	現役加入者	合 計
12/28 時点(受)	約1.6万人	約3.4万人	—
3/3 時点(加)	<15.7%>	<67.6%>	
9/30 現在	約102万人	約293万人	約395万人
	<41.1%>	<72.0%>	<60.3%>
【訂正なし】		【訂正あり】	
	年金受給者	現役加入者	合 計
12/28 時点(受)	約8.4万人	約1.6万人	—
3/3 時点(加)	<84.3%>	<32.4%>	
9/30 現在	約146万人	約114万人	約260万人
	<58.9%>	<28.0%>	<39.7%>
【回 答】			
	年金受給者	現役加入者	合 計
12/28 時点(受)	約10万人	約5万人	—
3/3 時点(加)	(20.8%)	(4.1%)	
9/30 現在	約248万人	約407万人	約655万人
	(82.5%)	(55.7%)	(63.5%)

※ 回答状況の上段は、年金受給者は12月28日時点、現役加入者は3月3日時点の状況。

※ ()内の%は年金受給者・現役加入者・合計それぞれの発送件数に対する割合。< >内の%は年金受給者・現役加入者・合計それぞれの回答件数に対する割合。

(注) 1月末までの発送分約108万人については、3月28日に再送付。3月19日発送分のうち、出力誤りのあった約2万人分については3月28日に再送付。

4月から10月までに送付する「ねんきん特別便」の状況（平成20年9月30日現在）

発 送			回 答		
発送月	年金受給者	現役加入者	年金受給者	現役加入者	合 計
20年 4月～5月	約3,395万人	約4,386万人	【未到達】	約16万人(0.5%)	約101万人(2.3%)
6月～9月 (9/30まで)				約117万人(1.5%)	
発送済計 (9/30まで)	約3,395万人	約4,386万人	【未回答】	約868万人(25.6%)	約2,909万人(66.3%)
今後発送 予定 (10月末まで)		約2,062万人		約3,778万人(48.6%)	
合 計	約3,395万人	約6,448万人	【回 答】	【訂正あり】	合 計
			年金受給者 約2,511万人 (74.0%)	現役加入者 約1,375万人 (31.4%)	合 計 約3,887万人 (50.0%)
				年金受給者 約229万人 <9.1%>	現役加入者 約108万人 <7.8%>
				【訂正なし】	合 計
				年金受給者 約2,282万人 <90.9%>	現役加入者 約1,268万人 <92.2%>
				約3,550万人 <91.3%>	

参考資料4-4

※ ()内の%は年金受給者・現役加入者・合計それぞれの発送件数に対する割合。< >内の%は年金受給者・現役加入者・合計それぞれの回答件数に対する割合。

加入者向け「ねんきん特別便」発送スケジュール及び送付件数

	6月					7月				8月				9月				10月				
	2	9	16	23	30	7	14	21	28	4	11	18	25	1	8	16	22	29	6	13	20	27
1. 第2号被保険者分 (1) 本人直送分	← [約1,436万人] →																					
(2) 事業主経由分 ① 被保険者数500人未満の事業所	← →																					
② 被保険者数500人以上の事業所	← →																					
③ 被保険者数1,000人以上の事業所	← →																					
(3) 共済組合経由分	← →																					
(4) 船舶所有者経由分	← →																					
2. 第1号・第3号被保険者等分	← →																					
送付件数合計				83万件	117万件	167万件	199万件	181万件	296万件	309万件	248万件	295万件	258万件	456万件	567万件	454万件	567万件	385万件	405万件	363万件	1,027万件	75万件

参考資料4-5

ねんきん特別便に「訂正なし」と回答した方に対する
フォローアップ照会の状況

平成20年10月24日
社 会 保 険 庁

1. フォローアップ照会の状況 (平成20年9月12日現在)

相談の有無	人 数	割 合
フォローアップ照会を行った方	239,495	100.0%
電話による照会を行った方	195,120	81.5%
戸別訪問による照会を行った方	44,375	18.5%

※「ねんきん特別便」の記載内容に「訂正なし」と回答いただいた受給者は、平成20年8月8日時点において1,349,404人であり、このうちフォローアップ照会の対象となる方（ご本人の基礎年金番号の記録と、それに結び付く可能性のある記録との間に期間の重複がない方：627,257人）に対して、平成20年9月12日までの間にフォローアップ照会を行った結果である。

※各都道府県別のフォローアップ照会の状況については、別紙参照。

※「フォローアップ照会の対象となる方」で「フォローアップ照会を行った方」以外の方については、引き続き調査中。

※2回目の「回答のお願い」の送付等を行い、なお回答が得られない期間重複がない方へのフォローアップ照会については、平成20年11月より実施予定。

(対象人数 約27万人 (見込))

2. 記録の確認結果

確認の結果	人 数	割 合
ご本人の記録であると確認できた方	187,333	78.2%
情報提供を行ったが、ご本人の記録であると確認できなかった方	52,162	21.8%
計	239,495	100.0%

※回答をいただいた方に対し、結び付く可能性のある記録の加入期間、年金種別を示すとともに、結び付く可能性のある同一氏名等の方が他にいない方等については、その記録が厚生年金の場合は事業所名及び事業所の所在地市区町村を、国民年金の場合は当時の住所地市区町村を示した。

※「ご本人の記録であると確認できた方」については、社会保険事務所又は年金相談センターに來訪していただき、記録の訂正の手続きを行っていただくようお願いしている。

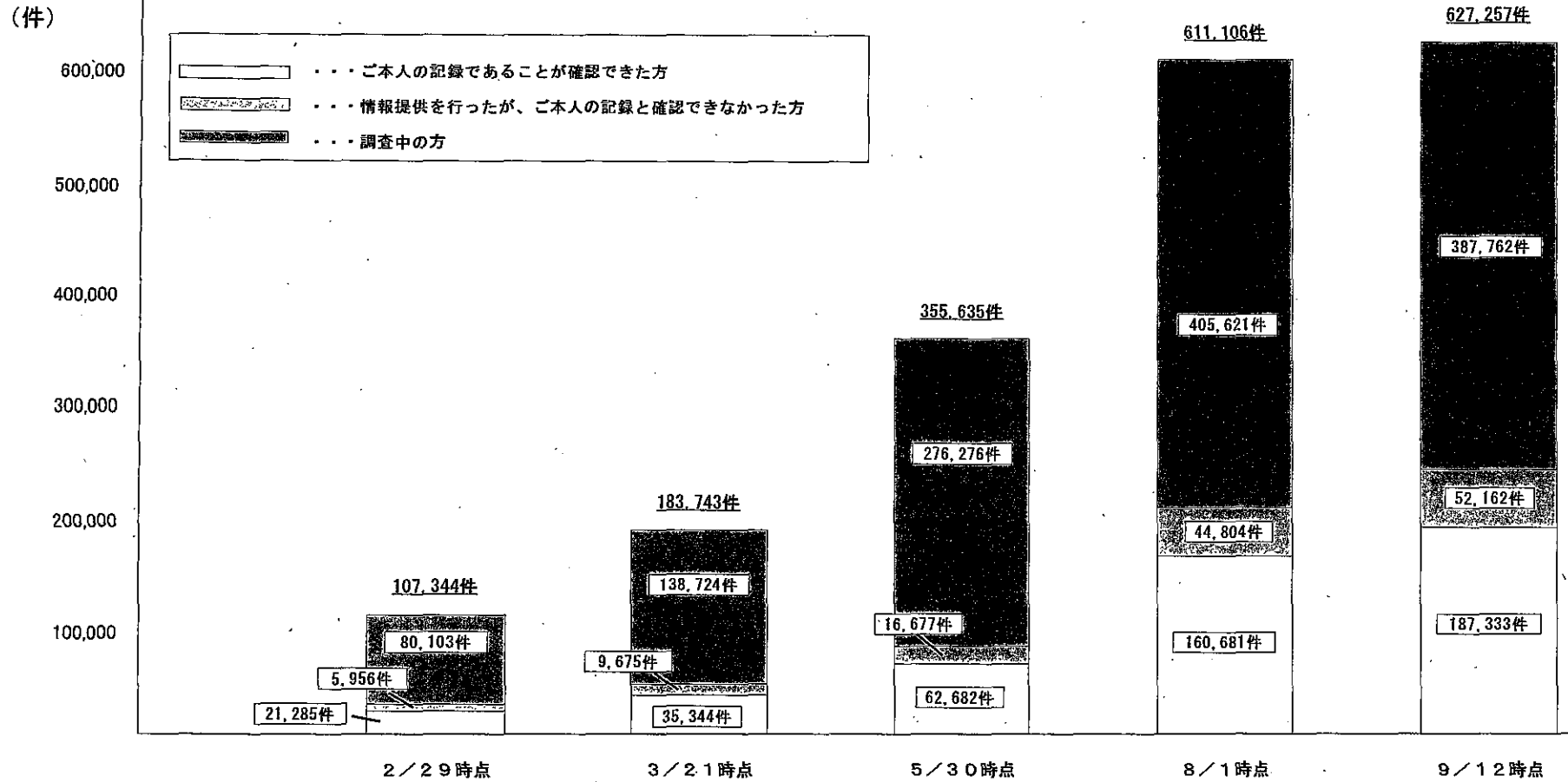
3. 社会保険事務所等への相談等の状況

相談の有無	人 数	割 合
社会保険事務所や年金相談センターに来訪相談をした方	10,581	4.4%
「ねんきん特別便専用ダイヤル」に電話相談をした方	1,936	0.8%
電話と来訪いずれも相談をした方	500	0.2%
相談をしていない方	226,478	94.6%
計	239,495	100.0%

4. 確認はがきで「訂正がない」と回答した理由

「訂正がない」と回答した理由	人 数	割 合
年金記録に間違いがないと思っていた	136,253	56.9%
他に年金制度に加入した記憶がない	24,323	10.1%
すでに年金記録の確認を行っている	22,221	9.3%
年金記録が思い出せなかった	14,808	6.2%
手続方法がわからなかった	10,684	4.5%
自分の年金記録ではないため思い出せなかった（遺族年金の方）	9,776	4.1%
あまり関心がない	8,363	3.5%
年金額がそれほど増える訳ではない	7,369	3.1%
現在の年金額で満足している	2,482	1.0%
その他	3,216	1.3%
計	239,495	100.0%

フォローアップ照会に係るこれまでの推移



ねんきん特別便専用ダイヤルにおける電話相談対応状況

	19年12月	20年1月	2月	3月
総呼数	42,649件	95,525件	201,657件	2,703,249件
応答呼数	39,395件	87,675件	187,206件	708,365件
応答率	92.4%	91.8%	92.8%	26.2%

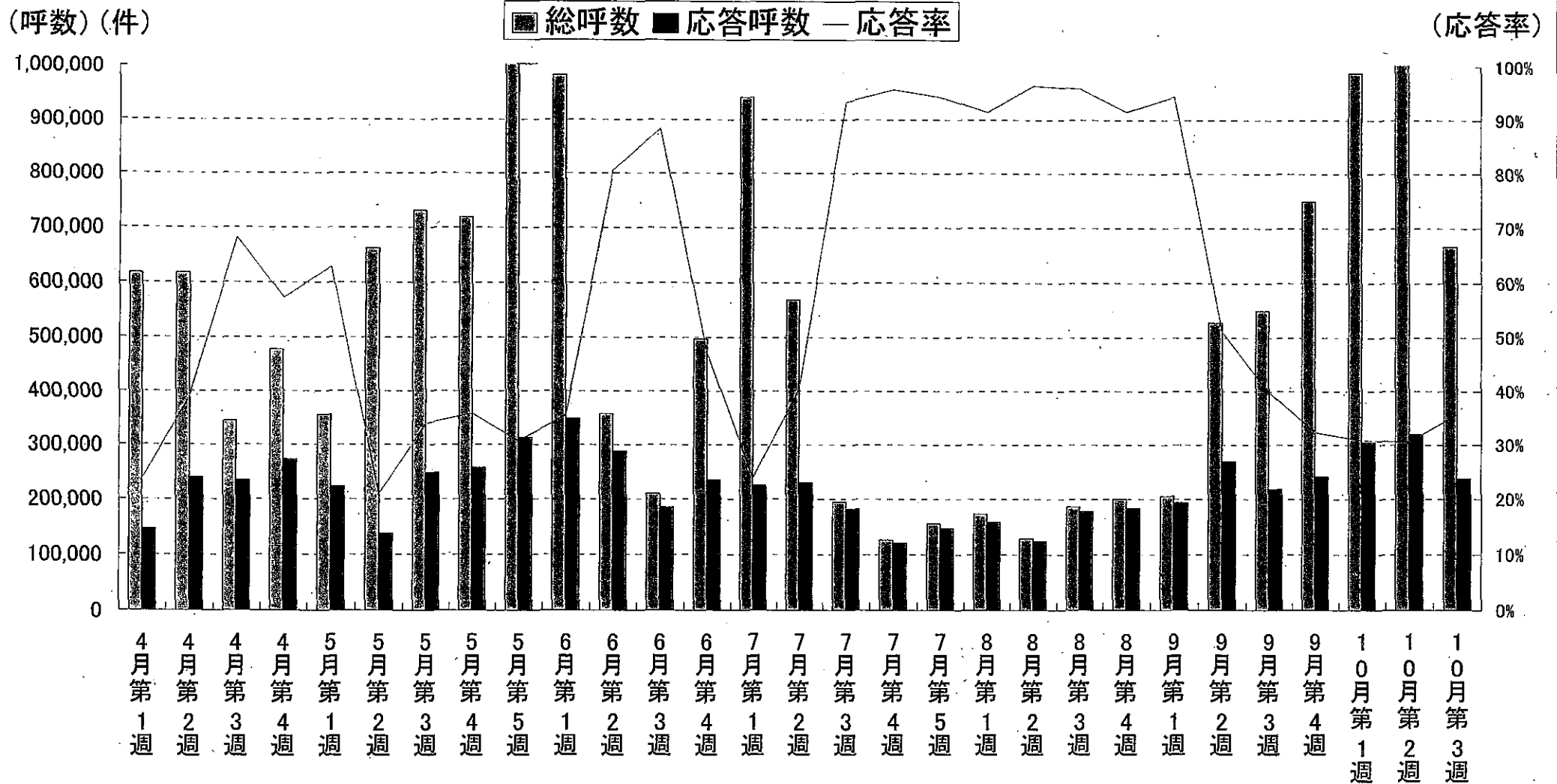
	4月第1週	4月第2週	4月第3週	4月第4週	5月第1週	5月第2週	5月第3週	5月第4週	5月第5週
総呼数	616,596件	616,753件	343,702件	477,045件	355,104件	661,095件	731,114件	717,993件	1,019,967件
応答呼数	145,569件	239,596件	233,859件	272,953件	223,175件	138,101件	247,712件	256,878件	312,317件
応答率	23.6%	38.8%	68.0%	57.2%	62.8%	20.9%	33.9%	35.8%	30.6%

	6月第1週	6月第2週	6月第3週	6月第4週	7月第1週	7月第2週	7月第3週	7月第4週	7月第5週
総呼数	982,089件	356,968件	209,270件	496,834件	942,519件	568,776件	194,693件	125,821件	155,429件
応答呼数	348,057件	287,424件	184,794件	234,811件	224,967件	230,118件	181,701件	120,370件	146,602件
応答率	35.4%	80.5%	88.3%	47.3%	23.9%	40.5%	93.3%	95.7%	94.3%

	8月第1週	8月第2週	8月第3週	8月第4週	9月第1週	9月第2週	9月第3週	9月第4週
総呼数	172,992件	128,061件	185,668件	199,719件	205,611件	527,423件	548,753件	748,773件
応答呼数	158,254件	123,534件	178,155件	182,963件	194,243件	269,625件	218,576件	241,586件
応答率	91.5%	96.5%	96.0%	91.6%	94.5%	51.1%	39.8%	32.3%

	10月第1週	10月第2週	10月第3週
総呼数	988,911件	1,046,730件	665,701件
応答呼数	305,238件	319,165件	237,929件
応答率	30.9%	30.5%	35.7%

ねんきん特別便専用ダイヤルにおける電話相談対応状況(平成20年4月第1週～10月第3週)



応答率 (23.6) (38.8) (68.0) (57.2) (62.8) (20.9) (33.9) (35.8) (30.6) (35.4) (80.5) (88.3) (47.3) (23.9) (40.5) (93.3) (95.7) (94.3) (91.5) (96.5) (96.0) (91.6) (94.5) (51.1) (39.8) (32.3) (30.9) (30.5) (35.7)

- 4月上旬においては、3月に発送した「名寄せ特別便」(781万件)に伴って、問い合わせ件数(総呼数)が増加したことによって応答率が低下した。
- 5月から6月上旬にかけては、4・5月に約3400万人の受給者の方に「全員特別便」を発送したことによって、総呼数が増加したことによって応答率が低下した。
- 6月下旬から7月上旬にかけては、約500万通の「回答のおねがい」(勸奨はがき)を発送した影響で、総呼数が増加したことによって応答率が低下した。
- 9月中旬から10月中旬にかけては、8月下旬以降に約3200万人の1号・3号の加入者の方へ順次「全員特別便」を発送したことによって、総呼数が増加したこと等によって応答率が低下した。

未統合記録の全体像〔平成20年9月9日公表〕

- 18年6月からの統合済み件数「4」は、751万件【19年12月公表版より9か月で441万件増加】（うち「名寄せ特別便」の送付対象「5」は、260万件）
- その他一定の解明がなされた記録「1」～「3」は、1588万件【19年12月公表版より348万件増加】
- 今後解明を進める記録等「7」は、1415万件【19年12月公表版より1030万件減少】
- 住基ネットの活用等により、429万件の解明作業が進展「6」

記録の内容	平成19年12月11日公表		平成20年6月27日公表		平成20年9月9日公表		増減 (12月→9月)	増減の主な要因、備考
	(万件)	割合	(万件)	割合	(万件)	割合	(万件)	
1 死亡が判明した者等の記録	1,550	30.4%	2,134	41.9%	2,339	45.9%	789	
① 死亡の届出がされている記録	360	7.1%	448	8.8%	567	11.1%	207	・解明作業の進展による増
② 死亡一時金を受給している記録	190	3.7%	194	3.8%	194	3.8%	4	
③ ①②と同一人の可能性が高い記録、国内最高齢超の記録	60	1.2%	60	1.2%	60	1.2%	0	
④ 住基ネット調査で「5年以内死亡者」と判明した記録	110	2.2%	147	2.9%	147	2.9%	37	
⑤ 既に死亡している受給者の記録との突合せで該当した記録			47	0.9%	52	1.0%	52	・住基ネット調査（7割→10割実施）に伴う増
2 脱退手当金の受給等により新たな受給に結びつかないと考えられる記録	460	9.0%	585	11.5%	582	11.4%	122	・解明作業の進展による増
① 脱退手当金等を受給した記録	210	4.1%	231	4.5%	229	4.5%	19	
② 既に給付等に反映していると考えられる記録	160	3.1%	168	3.3%	168	3.3%	8	
③ 納付期間のない記録	90	1.8%	186	3.7%	185	3.6%	95	
3 5千万件中、複数の手帳記号番号を保有していると考えられる者の記録（重複分のみ計上）	420	8.2%	482	9.5%	439	8.6%	19	・解明作業の進展による増 （6月→9月は記録の統合等の進展による減）
4 平成18年6月1日以降基礎年金番号に統合済みの記録	310	6.1%	619	12.1%	751	14.7%	441	・ねんきん特別便の送付や日々の相談・裁定等を契機として、記録の統合が進んだことによる増
5 名寄せにより基礎年金番号の記録と結びつく可能性があり、3月までにおんきん特別便を送付した記録（「4」に計上されたものを除く）	1,100	21.6%	1,027	20.2%	912	17.9%	-260	・記録の統合が進んだことによる減 （※名寄せは、172万件が最終結果のため、「増減」欄は、172万件からの減少数）
① 年金受給者との名寄せ	300	5.9%	279	5.8%	247	4.8%	-87	
② 被保険者との名寄せ	800	15.7%	756	14.8%	673	13.2%	-173	
6 解明作業が進展中の記録			316	6.2%	429	8.4%	429	・解明作業の進展に伴う増
① 氏名等の補正処理が完了した「漢字カナ変換の使用により名寄せされなかった記録」			118	2.3%	115	2.3%	115	・このうち基礎年金番号の記録と結びつく可能性がある記録21万件について、「記録確認のお知らせ」を送付
② 住基ネット調査で「生存者」と判明した記録			198	3.9%	314	6.2%	314	・このうち年金受給要件を満たしている記録3万件について、「記録確認のお知らせ」を送付
7 今後解明を進める記録等	2,445	48.0%	1,618	31.8%	1,415	27.8%	-1030	・解明作業及び記録の統合が進んだことによる減
・死亡していると考えられる者の記録	1975	38.8%	1614	31.7%	1412	27.7%	-563	
・婚姻等により氏名を変更していると考えられる者の記録								
・過去の記録をオンラインに入力するまでの間の転記・入力ミス								
・海外居住者								
・届出誤り（誤った氏名・生年月日）により収録された記録 等	470	9.2%	4	0.1%	3	0.1%	-467	
・氏名等の調査を継続している記録								
計	5,095	100.0%	5,095	100.0%	5,095	100.0%		

- 平成19年12月11日公表は、平成19年9月14日時点のデータ（ただし、統合済み記録数は11月9日時点、名寄せ件数は12月11日時点）をベースに作成
- 平成20年6月27日公表は、平成20年5月19日時点のデータ（ただし、統合済み記録数及び住基ネットによる調査結果は6月13日時点）をベースに作成
- 平成20年9月9日公表は、平成20年8月8日時点のデータ（ただし、統合済み記録数は8月29日時点、住基ネットによる調査結果は7月11日時点）をベースに作成

標準報酬・資格喪失の遡及訂正事案(17事案)に係る調査結果について

1. 調査結果

- 遡及して資格喪失させたことは事実在即していた可能性が考えられるが、その後の指導に誤りがあった事案 1件
- 社会保険事務所の職員が事実と反する処理であることを知っていたと考えられる事案 1件
- 事実と反する処理であることを職員が知っていたかどうか明らかにならなかった事案 ... 15件

※1 調査した17事案の経緯

- ① 第三者委員会に申立てがあり、あっせんに至った事案 : 16件
- ② 事業主が、社会保険事務所の示唆により、事実と反して遡及訂正をしたと証言をしている事案 : 1件

※2 第三者委員会に申立てがあり、あっせんに至った16件については、あっせんのとおりに申立人の記録を訂正済みである。

※3 標準報酬・資格喪失の遡及訂正については、例えば、届出していた報酬額が経営難で支払われなくなっていた場合に、実態に合わせて、届出されている報酬額を遡及して引き下げることは適正な処理。一方、報酬額は変わっていないのに、実態と反し、遡って報酬額を引き下げることを、事務所職員が示唆したか、知っていた場合には、社会保険事務所の職員の対応として問題となる。

2. 今回の調査対象事案への対応

- (1) 社会保険事務所の職員が事実と反する処理であることを知っていたと考えられる1件の事案に関し、当該職員が他に関与した事案がなかったかどうか等の調査を行った上で、関係職員に対して厳正に対処する。
- (2) 今回の調査対象事案に係る事業所に勤務していた他の従業員のうち、同様の遡及訂正処理が行われている可能性がある者について、早急に事実の確認を行い、必要な記録の訂正を行う。

(平成20年9月9日発表)

調査結果を踏まえた対応

1. 上記以外の第三者委員会あっせん事案等の調査の実施

- (1) 今回の調査対象事案以外に第三者委員会であっせんが行われた事案(平成20年10月20日現在52件)について調査を行う。
- (2) 外形から同様の事案と見られる第三者委員会申立事案(平成20年1月末時点で160件程度)に係る内容の分析及び個々の事案の遡及訂正理由等の調査を行う。
- (3) 元社会保険庁職員から、組織的に不適正な遡及訂正処理が行われていたとの証言があった件について、事実関係の調査を行う。

2. 記録を抽出した上での調査

○ 調査方針

上記の調査等を踏まえ、オンライン上の全ての記録から不適正な遡及訂正処理の可能性のある記録を抽出した上で、ご本人による当該記録の確認に基づき、調査を行うことについて早急に検討し、実施する。

○ 具体的取り組み

第三者委員会のあっせん事案等の分析に基づき、不適正な標準報酬の遡及訂正処理の可能性のある記録として、下記の3つの条件の全てに該当する記録(約6万9千件)を抽出し、うち厚生年金受給者(およそ2万件)については、本年10月16日から、社会保険事務所職員による戸別訪問を開始し、ご本人による記録確認及びそれに基づく調査を行うこととしたところ。

また、3条件のそれぞれに該当する件数の単純合計の延べ約144万件(上記戸別訪問の対象者を除く)については、下記3-(3)及び4-(2)の記録送付の際に、年金受給者や現役加入者への注意喚起を行う文書を同封する。

※ 3つの条件

- ① 標準報酬月額を引き下げ処理と同日もしくは翌日に資格喪失処理が行われている。
- ② 5等級以上遡及して標準報酬月額が引き下げられている。
- ③ 6か月以上遡及し標準報酬月額が引き下げられている。

3. 年金受給者による記録確認

- (1) 年金受給者に対し、社会保険事務所等における相談を呼びかけるとともに、平成20年度中に、インターネットによる年金記録照会(標準報酬月額も閲覧可)を開始する。
 - (2) 平成19年12月から年金受給者に送付している「ねんきん特別便」により、ご本人に資格喪失日等の記録を確認していただく。
 - (3) さらに、平成21年中に、厚生年金受給者全員に対する標準報酬月額の情報を含むお知らせの送付を開始し、ご本人に記録を確認していただく。
- ※ 上記(1)～(3)については、受給者から、記録が事実と相違していると申し出があったものについて、社会保険事務所の事務処理や事業主等について調査を行うものとする。

4. 現役加入者による記録確認

- (1) 平成20年2月から現役加入者に対して送付している「ねんきん特別便」により、ご本人に資格喪失日等の記録を確認していただく。
 - (2) 平成21年4月から、現役加入者に「ねんきん定期便」(標準報酬月額の情報を含む)を送付し、ご本人に記録を確認していただく。
- ※ 上記(1)及び(2)については、現役加入者から、記録が事実と相違していると申し出があったものについて、社会保険事務所の事務処理や事業主等について調査を行うものとする。

5. 再発防止の徹底

- (1) 遡及訂正処理を行う場合に、事実関係が確認できる関係書類(賃金台帳、法人登記簿等)の添付を徹底。
- (2) 滞納事業所の全喪処理や延滞金の取扱い等について、社会保険事務所長自らが把握する体制を構築。
- (3) 一定の遡及訂正処理に係る届書について、社会保険事務局が事前チェックを行う体制を整備。
- (4) 事業所調査において、遡及訂正処理が行われた届出についての調査を重点項目に追加。
- (5) 適用・徴収関係書類の管理の在り方について、業務の性格等に応じた見直しを検討。